

坂田社労士事務所便り

不景気下における企業の人事面での対応策

◆企業はどんな対策をとっているか

労働政策研究・研修機構が昨年12月に行ったアンケート調査（全国2,734社が回答）の結果によれば、各企業が行った「経済情勢悪化への人事面の対応」として、以下のものが挙げられています。

- (1) 残業規制 (26.1%)
- (2) 中途採用の停止・削減 (21.5%)
- (3) 配置転換 (14.9%)
- (4) 賃金制度の見直し (12.7%)
- (5) 来年度新規採用の中止 (12.6%)
- (6) 派遣社員の契約打ち切り (10.3%)
- (7) 期間工などの雇止め (9.8%)
- (8) 従業員の賃金カット (8.3%)

◆希望退職・退職勧奨・整理解雇

また、上記で挙げられている以外にも、希望退職制度の実施、退職勧奨の実施、整理解雇の実施などを行わざるを得ない企業も多くなっています。

一般的には、整理解雇を実施するにあたっては、4つの要素（人員整理の必要性、解雇回避努力義務、人選の合理性、手続きの妥当性）が必要とされています。このうち、「解雇回避努力義務」について考えた場合、希望退職を募集せずに整理解雇を行った場合は「解雇回避努力義務」を十分に果たしたとはいえないと判断するのが一般的な裁判例の考えです。ですので、希望退職を募集した後に解雇整理を行うのが企業にとっての安全策だといえるでしょう。

◆リスク回避を十分に

希望退職を募集しても、これに労働者が予定人数ほど応募してこないことがあります。この場合、退職の条件を労働者に有利に設定し直し、2次募集・3次募集を行うことも考えられます。また、希望退職募集と平行して、退職勧奨を実施する企業もあります。



その場合、勧奨が民法上の強迫になることなどのないよう、慎重に手続きを進め、また、法違反と判断されることのないよう、専門家等に相談しながら進めていくのが企業にとってのリスク回避策となります。

依然として高水準…労災（脳・心疾患および精神障害等）の請求・支給決定状況

◆高い水準が続く脳・心疾患および精神障害等に係る労災の補償状況

平成20年度における脳・心疾患および精神障害等に係る労災の補償状況が発表され、労災の請求件数および支給決定件数とも高い水準で推移していることが明らかになりました。

◆過労死等の事案について

請求件数は889件で、前年に比べ42件（4.5%）減少しています。支給決定件数は377件で、前年に比べ15件（3.8%）減少しています。

業種別では、請求件数、支給決定件数とも運輸業がトップ、ついで卸売・小売業となっています。職種別では、請求件数、支給決定件数とも運輸・通信従事者が最も多くなっています。年齢別では、請求件数は50歳～59歳がトップ、ついで60歳以上、その次が40歳～49歳となっていますが、支給決定件数では、60歳以上と40歳～49歳とでは逆に

なっています。

「長時間の過重業務」により支給決定された事案として、1 カ月平均の時間外労働時間数で見た場合、80 時間以上～100 時間未満が最も多くなっています。

◆精神障害の事案について

請求件数は 927 件で、前年に比べ 25 件（2.6%）減少しています。決定件数は 269 件で、前年に比べ 1 件（0.4%）増加しています。

業種別では、請求件数、支給決定件数とも製造業がトップ、ついで卸売・小売業となっています。職種別では、請求件数は事務従事者が最も多いのですが、支給決定件数は専門的・技術的職業従事者が最も多くなっています。年齢別では、請求件数、支給決定件数とも 30 歳～39 歳がトップ、ついで 40 歳～49 歳となっています。

「長時間の過重業務」により支給決定された事案として、1 カ月平均の時間外労働時間数で見た場合 20 時間未満が最も多く、次に 100 時間以上～120 時間未満となっています。

8 月 1 日から基本手当日額等が変更

◆雇用保険の給付額を算定するための基礎となる賃金日額の範囲等が、8 月 1 日から変更されます。この賃金日額の範囲等については、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇または低下した比率に応じ、毎年自動的に変更されています。平成 20 年度の平均給与額が平成 19 年度と比べて約 0.6%低下したために、以下の 3 点が変更されます。

1. 基本手当日額の最高額および最低額

（最高額）

60 歳以上 65 歳未満 6,741 円 → 6,700 円

45 歳以上 60 歳未満 7,730 円 → 7,685 円

30 歳以上 45 歳未満 7,030 円 → 6,990 円

30 歳未満 6,330 円 → 6,290 円

（最低額） 1,648 円 → 1,640 円

2. 失業期間中に自己の労働による収入がある場合に、基本手当の減額の算定に係る控除額

1,334 円 → 1,326 円

3. 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額

337,343 円 → 335,316 円

自転車による違反の検挙・送検数が急増

◆増える危険自転車

自転車の運転者が信号無視などの交通違反で検挙される事例が急増していることが、警察庁のまとめでわかりました。

2008 年に都道府県警が自転車の運転者を道路交通法違反容疑で検挙・送検したのは 1,211 件で、前年比で 49%も増えました。このうち罰金など刑事処分の対象となる交通切符（赤切符）を適用したのが 903 件、残りは事故を起こすなどして送検した事例です。検挙・送検の内訳では、信号無視が 262 件（対前年比 27%増）、遮断機が鳴る踏切への立入りは 246 件（同 420%増）となっています。

違反者には、注意を喚起する「指導警告票」を渡すのが基本ですが、危険・悪質なケースは赤切符を含めた送検の対象としています。

◆自転車にも道交法が適用される

こうした背景には、自転車が道路交通法上の「車両」の一種（軽車両）であるという認識が不足していることが考えられます。

自転車も自動車と同様に、「飲酒運転の禁止」「二人乗りの禁止」「並進の禁止」「夜間のライト点灯」「信号を守る」などの安全ルールが法律で定められており、違反をすれば懲役や罰金等の罰則の適用も、もちろんあります。また、今年 7 月 1 日からは、傘を差しながら、携帯電話を使用しながらの運転も禁止されています。

「自転車なので大きな事故にはならない」と考えている人も多いようですが、仮に相手を死傷させた場合には、刑事上の責任以外にも被害者に対する損害賠償という民事上の責任も負わなければなりません。現に数千万円という賠償金を支払った例も見受けられます。

手軽な乗り物として、通勤などに自転車を利用されている方は、正しいルールを知ったうえで安全に運転をしてもらいたいものです。